

○ 国立大学法人山梨大学における不正行為の通報窓口に関する内規

制定 平成27年 3月27日

改正 平成27年 8月 3日

令和 元年 5月31日

令和 3年 3月30日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程第11条第2項に基づき、国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為に適切に対応するための通報窓口（以下「通報窓口」という。）に関し必要な事項を定める。

(通報窓口の設置)

第2条 通報窓口は、国立大学法人山梨大学公益通報者保護等に関する規程に定める通報窓口とする。

2 通報窓口担当課長は、研究に係る不正行為に関する通報を受け付けたときは、速やかに国立大学法人山梨大学における公正研究責任者及び公正研究委員会に関する内規第2条第1項に規定する公正研究責任者に報告する。

(通報等の取扱い)

第3条 不正行為に関する通報の方法は、書面、電話、FAX、電子メール及び面談によるものとする。

2 前項の通報は原則として、記名により行われるものとし、被通報者名、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的な根拠が示されなければならない。ただし、匿名による通報であった場合においても、その内容によっては、記名による通報に準じて取り扱うことができる。

3 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、これを記名による通報に準じて取り扱うことができる。

(通報の相談)

第4条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続きについて疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口は、速やかに国立大学法人山梨大学における公正研究責任者及び公正研究委員会に関する内規第2条第1項に規定する公正研究責任者に報告する。

4 第3項の報告があったときは、公正研究責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(秘密保持)

第5条 通報窓口に寄せられた不正行為に関する通報を知る立場にある者は、通報者、被通報者及び通報内容について、第三者に漏洩しないよう秘密保持に努めなければならない。

(通報者の保護)

第6条 通報をしたことを理由として、当該通報者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

2 学長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従い処分を科すことができる。

(悪意に基づく通報)

- 第7条 通報者は、悪意(被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)に基づく通報を行ってはならない。
- 2 学長は、前項の通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
 - 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関等及び文部科学省に対して、その措置の内容等を通知する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、通報窓口に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成27年3月27日から施行する。
- 2 国立大学法人山梨大学における不正行為の通報窓口に関する要項(平成19年10月24日制定)は廃止する。

附 則

この内規は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年5月31日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

申 立 書

申立日： 年 月 日

山梨大学公正研究委員会委員長 殿

所 属：
職 種：
氏 名：
連絡先：

下記の研究に係る不正行為について、申立てを行います。

記

1. 対象研究者の所属、職名等、氏名
所 属
職名等
氏 名
2. 不正行為の種類：(ねつ造・改ざん・盗用・公的資金の不正使用の別)
3. 不正行為の内容
4. 不正行為の発生時期
年 月
5. 不正行為の発生場所
6. 証拠資料
7. 対象公的資金について（分かる範囲で記入してください。）
資 金 名 称：
助成機関名：
課 題 名：
番 号：
8. その他参考となる事項（記述は任意とします。）

※通報の方法（書面・電話・FAX・電子メール・面談）

<改正記録>

- H27. 8. 3 ガイドラインの改正に伴う改正
- R1 . 5.31 改元に伴う改正
- R3 . 3.30 押印欄の削除に伴う改正